

作成日：2012年12月25日

ノルウェー

特許庁の所在地：

Norwegian Industrial Property Office (NIPO)

(Sandakerveien 64, 0484)

PO Box 8160 Dep., N-0033

N-0033

Oslo, Norway

Tel : 47 22 38 7300

Fax : 47 22 38 7301

E-mail : mail@patentstyret.no

Website : <http://www.patentstyret.no/en/>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れのフローチャート
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

< 商標制度 >

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続のフローチャート
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (P C T)
- (3) WIPO 設立条約 (W I P O)
- (4) 欧州特許条約 (E P C)
- (5) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (7) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (8) 意匠のための国際分類を制定するロカルノ協定 (Locarno Agreement)
- (9) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (Strasbourg Agreement)
- (10) 貿易関連の側面に関する協定 (T R I P S)
- (11) 植物新品種の保護に関する国際条約 (U P O V)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (P P H: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日ノルウェー P P H、P C T - P P H については、以下を参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_norway_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

ノルウェー国内に住所を有しない外国人は、ノルウェーに住所を有する代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

The National Chapter of FICPI (The Norwegian Society of Chartered Patent Engineers)

E-mail: mail@patenting.no.

5. 出願言語

ノルウェー語です。

6. その他関係団体

不明です。

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.patentstyret.no/en/>
<https://dbsearch2.patentstyret.no>
でアクセスすることが可能です。

特許制度

1. 現行法令について

2007年改正特許法が適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

日本語等の言語による書類の提出でもって、出願することができます。
この場合、出願日から4ヶ月、又は指令の日から3ヶ月以内に、ノルウェー語の翻訳文を提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

譲受人が出願する場合に必要です。

譲受人が署名し、認証は不要です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

要求された場合にのみ提出が必要です。

3. 料金表 (単位: ノルウェークラウン (NOK))

(1) 出願料金

・ 基本料金 (大企業)	4 2 0 0
・ 基本料金 (小企業)	8 0 0
・ 追加料金 (クレーム10以上1クレーム当たり)	2 0 0

(2) 特許付与料金	
・基本料金	1 1 0 0
・追加料金（15頁以降各頁当たり）	2 5 0
(3) 審判請求料金	2 6 0 0
(4) 年金：	
・1年度から3年度（各年度当たり）	5 5 0
・4年度から6年度（各年度当たり）	1 1 0 0
・7年度から9年度（各年度当たり）	1 9 0 0
・10年度から12年度（各年度当たり）	2 8 5 0
・13年度から15年度（各年度当たり）	3 9 0 0
・16年度から18年度（各年度当たり）	4 8 0 0
・19年度及び20年度（各年度当たり）	5 9 0 0

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 出願書類が提出されますと、方式的要件、特許性、発明の単一性、新規性の実体的要件について審査されます。

(2) 方式審査に関して

① 出願書類等に不備が発見された場合、指定期間内に補正が命じられます。この指定期間内に不備が是正されなかった場合には、出願は却下されます。

但し、当該指定期間経過後4ヶ月以内に、回復手数料を納付することにより、出願を回復することができます。

② 方式的要件が満たされた出願は、その後出願公開されます。

(3) 不特許事由に関して

以下の内容は発明とみなされず、特許を受けることができません。

① 発見、科学理論や数学的方法の場合、

- ② 計画やゲーム等の取決め、精神的活動を行うための方法の場合、
- ③ 情報の提供の場合、
- ④ コンピュータプログラムの場合、
- ⑤ 人体又は動物体の治療方法の場合、
- ⑥ 公序良俗に反する場合、
等が該当します。

(4) 新規性に関して

出願日（又は優先日）前に、発明が公然知られていないことが必要です。
新規性の判断基準として、絶対的新規性が採用されております。

なお、一定の場合には新規性喪失の例外が認められます。

- ・ 特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が出願日前6ヶ月以内に公表された場合、
- ・ 発明が出願日前6ヶ月以内に国際的博覧会に出展された場合です。

(5) 出願公開に関して

出願は、出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後に公開されます。

PCT国内移行出願の場合は、ノルウェー語の翻訳文が提出された後に公開されます。

(6) 実体審査に関して：

- ① 審査官は、対応出願における新規性に関する審査結果を提出するよう要求することができます。
かかる提出要求があった場合（3ヶ月から6ヶ月の期間内）には、審査結果の写しを提出する必要があります。
- ② 審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、オフィス・アクションが発行され、出願人は指定期間（2ヶ月から6ヶ月）内に、明細書等の補正や意見書を提出することができます。
- ③ 出願日を認定するために必要な明細書等の書類が提出されていない場合、特許庁は出願人に2ヶ月の期間を与え、書類の提出を求めます。
なお、この期間は請求により延長することができます。
- ④ その後、新たな拒絶理由が発見された場合は、期間（4ヶ月）を指定してオフィス・アクションが発行されます。
- ⑤ 依然として、拒絶理由が解消されていないと判断された場合には、最終的に拒絶されます。
- ⑥ 特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定が行われ、出願人はその付与の決定日から2ヶ月以内に付与料金を納付する旨要請されます。
特許付与料金の納付後、特許が特許原簿に登録され出願人に特許証が発行されます。

(7) 分割出願に関して：

分割出願は、特許が付与されまですることができません。

(8) 審判請求に関して

- ① 拒絶査定に対して、出願人は当該査定発行日から2ヶ月以内に審判を請求することができます。審判請求料金はこの2ヶ月以内に納付する必要があります。
- ② 特許後に異議申立てがあり、当該申立てに理由ありの決定を受けた特許権者も当該決定日から2ヶ月以内に、審判請求をすることができます。一方、異議申立てに対して、異議申立て理由なしの決定を受けた異議申立人も同様に決定日から2ヶ月以内に、審判を請求することができます。

(9) 異議申立てに関して：

- ① 特許付与日から9ヶ月以内に、何人も異議申立てをすることができます。
- ② 異議申立て理由：

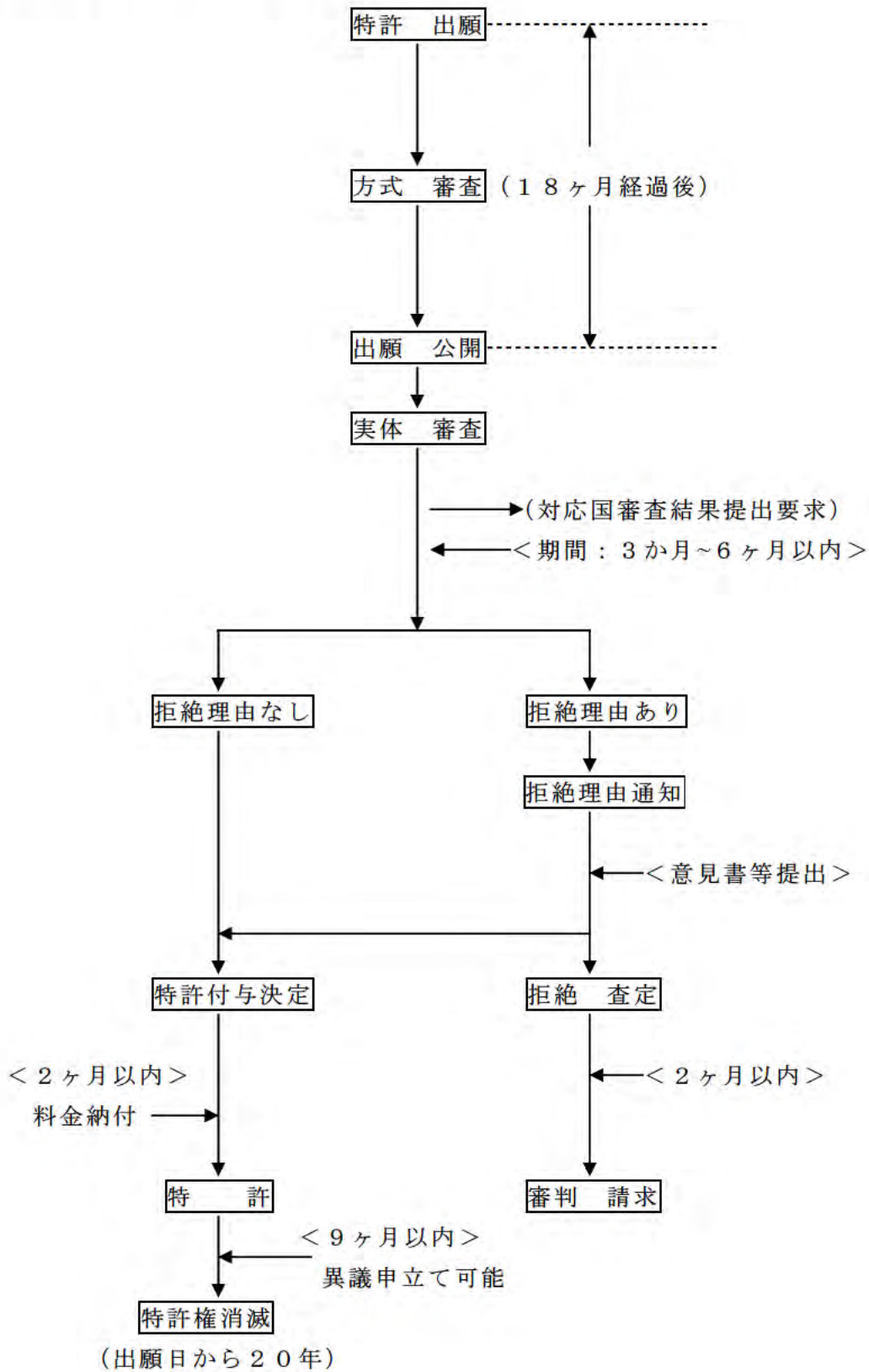
主な申立て理由は、次の通りです。

- ・ 発明が、新規性がなかった場合、
- ・ 発明が、不特許事由に該当していた場合、
- ・ 明細書の記載が不十分であった場合、
- ・ 補正により、発明が出願当初の明細書記載の範囲を超えていた場合、等です。

(I) 特許権者は、異議申立ての通知を受けた後、所定期間内に答弁書の提出機会が与えられます。

(II) その後、異議申立てについて、特許の取り消し又は維持の決定が行われます。

出願から特許までの手続きのフローチャート



(10) 日・ノルウェー特許審査ハイウェイ (P P H)

日本・ノルウェー国特許庁は、2011年12月1日から特許審査ハイウェイの施行プログラムを開始することに合意しました。

(A) 申請要件：

- ① 日本出願に基づくパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること、又は日本出願に基づくパリ条約に基づく優先権を主張したP C T出願の国内移行出願等であること。
- ② 日本出願が、既に特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- ③ ノルウェー出願の全ての請求項が、日本出願において特許可能と示された請求項のいずれかに十分対応していること。
- ④ ノルウェー出願において、P P Hの申請時に審査の着手がされていないこと。

(B) 必要な書類：

- ① 日本出願に対して日本国特許庁から発行されたオフィス・アクションの写し、及びその翻訳文を提出すること。
- ② 日本出願で特許可能と判断された全ての請求項の写し、及びその翻訳文（ノルウェー語又は英語）を提出すること。
但し、オフィス・アクション、請求項がA I P N (日本国特許庁のドシエアクセスシステム)により提供されている場合には、写しの提出は必要ありません。
- ③ 日本出願で審査官が引用した引用文献の写しを提出すること。
引用文献が特許文献の場合には、提出を省略することができます。
非特許文献は提出の省略をすることはできません。
なお、引用文献の翻訳文は提出する必要はありません。
- ④ ノルウェー出願の全ての請求項と対応する日本出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対照表を提出すること。

(C) 早期審査手続：

- ① 出願人は、上記申請書と共に早期審査を申請する書類を提出する必要があります。
- ② 申請書等に不備がある場合には、出願人にその旨の通知が発行され、不備を訂正する機会が与えられます。
- ③ 不備が訂正されない場合には、通常出願の順番で審査される旨、出願人に通知されます。
- ④ 全ての要件が満たされていると判断された場合には、ノルウェー出願は審査対象案件として特別に位置づけられます。

(D) P C T - P P H特許審査ハイウェイ

日本国特許庁が国際調査機関（国際予備審査機関）として特許性を有するとの見解を示したPCT出願について、これらの見解に基づきノルウェー特許庁にPPHを申請することができるようになりました。

9 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。
特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願維持年金は、出願日から3年目に納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類のノルウェー語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・ 19条補正がされた場合：補正後の翻訳文
 - ・ 34条補正がされた場合：補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) ノルウェー国で発明の保護を求める形態とし、パリルートによる優先権を主張して直接出願する方法、PCT出願を経由した国内特許を求める方法、及びEPC出願を経由してノルウェー国を指定国として保護を求める方法が考えられます。
従いまして、ノルウェー国に出願することを決定した場合には、早期権利化の可能性や費用等の観点、及び企業の特許戦略等を考慮して、出願の形態を決定する必要があります。
早期特許権の付与及び出願に関する費用の観点からは、直接ノルウェー出願する形態の方が出願人にとって有利ではないかと思われます。
- (2) 拒絶理由通知を受けた場合には、必ず特許庁からの通知書も送付してもらうようにすべきでしょう。
現地代理人からの拒絶理由通知の英訳文だけだと、応答期限等に英訳文の誤記が時々見受けられ、正しい期限を確認することができないからです。
- (3) EPC出願経路によりノルウェー国において特許権を取得する場合、ノルウェー国はロンドン協定(London Agreement)に加盟しておりませんので、EPC出願が特許になった日から（EPC特許の公告日）3ヶ月以内にEPC特許の全体のノルウェー語翻訳文を提出する必要がありますので、留意して下さい。

(4) 回復

出願人又は特許権者は、一定の場合には申請により権利の回復を請求することができます。

但し、この回復請求は原因が消滅した日から2ヶ月以内で、期間の満了後1年以内に行う必要があります。

なお、年金不納の場合に権利が消滅した場合には、猶予期間の6ヶ月満了後6ヶ月以内に申請を行う必要がありますので、留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

従前適用されていましたが1970年の意匠法に代わり、2003年の改正意匠法が適用されております。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要です。

(1) 願書 (Request)

出願人名、創作者、優先権主張の情報、意匠の物品名、登録の延期を望む場合はその旨等を記載します。

代理人が署名して提出することができます。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photograph & Drawings)

(3) 委任状 (Power of attorney)

出願人が署名します。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

出願人は、特許庁から優先権証明書の提出を求められた場合に限り、提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: ノルウェー クラウン (NOK))

(1) 出願 (登録) 料金:

① 意匠3クラス、最初の5年分当たり	1 3 0 0
② 3クラス以上、1クラス当たり	4 0 0

(2) 出願の復活料金

6 5 0

(3) 存続期間の更新料金:

① 2回目の5年間	2 2 0 0
② 3回目の5年間	2 7 0 0
③ 4回目の5年間	3 2 0 0
④ 5回目の5年間	4 4 0 0

(4) 審判請求料金

2 6 0 0

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

登録性及び新規性について審査が行われます。

1の意匠出願で複数の物品について出願することができます。

(1) 方式要件の審査

- ① 最初に方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。
- ② 方式要件を満たしていない場合には、指令が発せられ（オフィス・アクション）、指定期間内に不備を是正することができます。

(2) 不登録事由

次の意匠は、登録を受けることができません。

- ① 出願に係る意匠が、物品の外観又は装飾のための原型でない場合。
- ② 出願に係る意匠が、新規性を欠如している場合。
- ③ 出願に係る意匠が、公序良俗に反している場合。
- ④ 出願に係る意匠が、他人の登録意匠と同一又は類似する場合。

(3) 新規性

登録を受けるためには、意匠が上記不登録事由に該当せず、新規性を有し、他の意匠から識別することができる必要があります。

「新規性」に関しては、出願にかかる意匠が出願日（又は優先日）の12ヶ月前に、国内又は外国において公衆に利用可能な状態となっていない必要があります。

(4) 実体的要件の審査

- ① 出願にかかる意匠が、登録要件を満たしていない場合、拒絶理由が発行され、出願人は当該拒絶理由に対して指定期間内に意見書・補正書を提出することができます。
- ② 出願人が指定期間内に応答しなかった場合、出願は抹消されますが、この抹消された出願に対して、復活料金を納付することにより指定期間経過後2ヶ月以内に、復活申請をすることができます。
- ③ 拒絶理由通知に対する応答によっても拒絶理由が解消されていないと断された場合には、最終的に出願は拒絶されます。
- ④ 出願人は、この拒絶査定に対して査定日から2ヶ月以内に審判を請求することができます。
- ⑤ 審判部の拒絶審決に対しては、審決日から2ヶ月以内に裁判所の上訴することができます。
- ⑥ なお、登録性及び新規性についての審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合には、意匠は登録され、公報に公告されます。

(5) 公開の繰延べ

- ① 出願人は、出願日（優先権主張の場合は、優先日）から6ヶ月以内に、登録の繰延べを請求することができます。
- ② 登録の繰延べの請求のない出願は、出願後出願書類が公衆の縦覧に供せられますが、請求のあった出願は出願書類が期間の満了前に公衆の縦覧に供せられません。

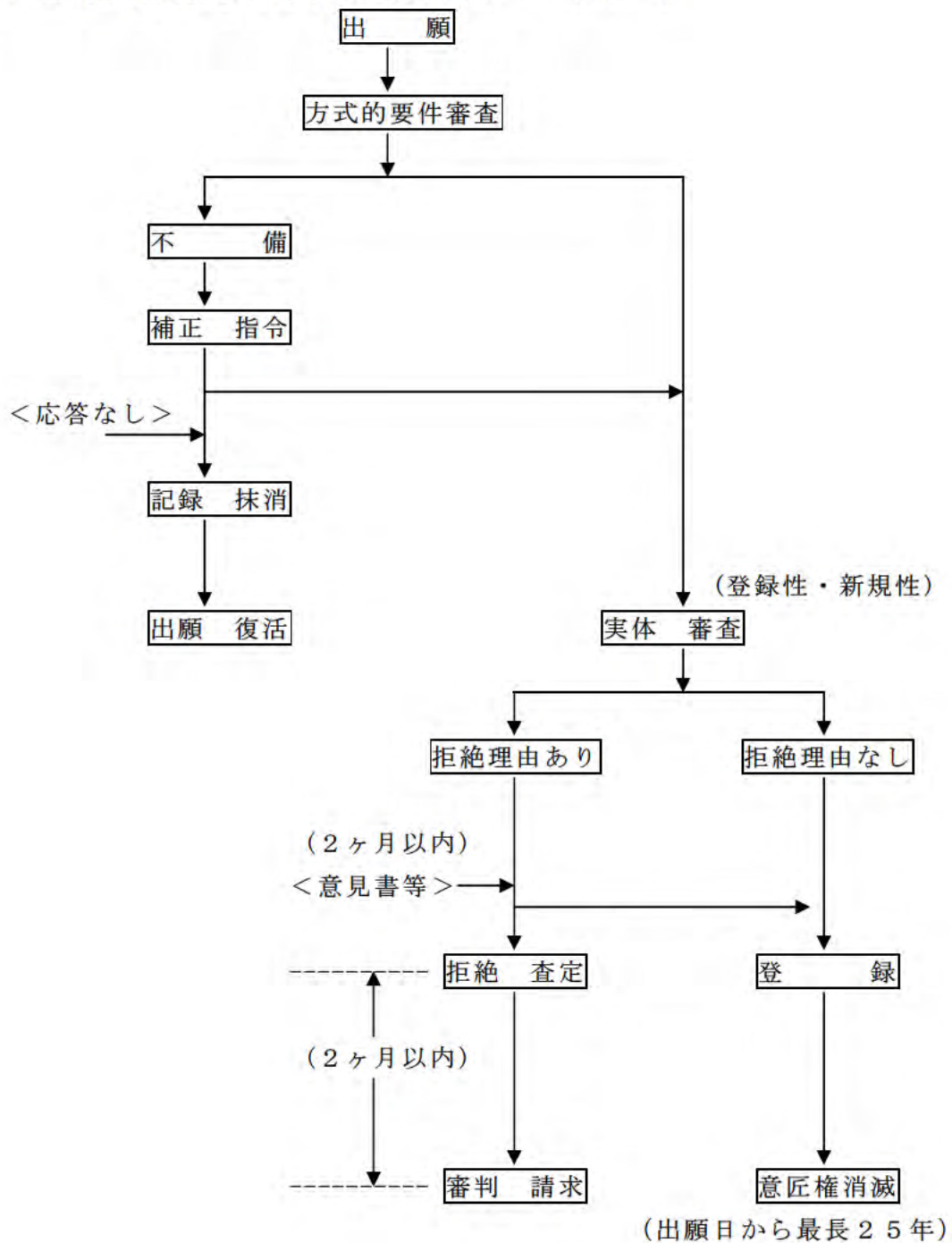
6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は、採用されておりませんが、出願と同時に登録の繰延べの請求のない出願は、出願後出願内容が公衆の縦覧に供されます。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は、出願日から5年間です。
- (2) この期間は4回(各5年間)更新することができます。従って、最長存続期間は、出願日から25年間となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度が採用されております。

11. 留意事項

(1) 意匠登録出願の際：

意匠登録出願は、1つの意匠又は複数の意匠について行うことができます。但し、複数意匠の保護を求める場合には、それぞれの意匠がロカルノ協定(Locarno Agreement)に基づく国際分類の同一クラスに属することが条件とされていることに留意して下さい。

また、複数意匠の場合には、それぞれの意匠について手数料の納付が必要となります。

(2) 存続期間更新の際：

複数意匠が登録されている場合において、存続期間の更新をする場合には、複数の意匠ごとに更新料金を納付する必要がありますので、留意して下さい。

(3) 回復：

拒絶理由通知に対する応答期間を徒過した場合において、その期限徒過が注意を払っていたにも拘わらず生じた場合には、その旨を証明することにより回復を請求することができます。

但し、この請求は期限徒過の原因がなくなった日から2ヶ月以内で、該当する期間の満了後4ヶ月以内にしなければなりませんので、留意して下さい。

商標制度

1. 現行法令について

2003年の改正商標法が適用されておりますが、大幅な改正が予定されているとのことです。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下の通りです。

1つの商標登録出願において、ニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類の複数のクラスについて、行うことができます。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、優先権主張の情報等を記載します。

(2) 商標を使用する商品またはサービス及びその区分 (国際分類に従い、1又は2以上の区分、商品・サービスを指定することができます。)

(3) 商標見本 (Mark)

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

提出要求があった場合に提出が必要です。

(5) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

3. 料金表 (単位: ノルウェークラウン (NOK))

(1) 基本出願料 (3クラスまで)	2 3 0 0
3クラス以上1クラス当たり	6 5 0
(2) 更新出願料	
① 基本料金 (3クラス)	2 3 0 0
② 3クラス以上1クラス当たり	9 5 0
(3) 団体商標出願料	
① 基本料金 (3クラス)	3 7 0 0
② 3クラス以上1クラス当たり	1 5 0 0
(4) 審判請求料金	2 6 0 0
(5) 権利回復料金	1 6 5 0

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

商標出願は方式的要件の審査、登録要件の審査、また先行する他人の商標権

との抵触に関して審査が行われます。

- (1) 審査の結果、方式的要件を満たしていない場合には、その旨出願人に通知されます。

当該通知に対して指定期間内に応答しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。

なお、放棄された出願であっても、上記期間満了後2ヶ月以内に一定の要件下、回復手数料を納付することにより、出願を回復することができます。
- (2) 実体審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、出願は拒絶されます。

出願人は、当該拒絶理由通知日から2ヶ月以内に拒絶理由を解消すべく意見書・補正書の提出をすることができます。
- (3) 登録事由について；
 - ① 商標とは「業として使用する商品またはサービスを他の商品やサービスから識別することができる視覚標識である」と定義されております。
 - ② この定義から商標となり得るものは次の通りです。
 - ・ スローガンや個人の氏名、企業の名称を含む言葉等、
 - ・ 文字、数字、図形や包装の形態等、
 - ・ 三次元商標、
 - ・ サービスマークも保護されます。
- (4) 不登録事由
以下の場合には、商標登録を受けることができません。
 - ① 自己の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスから識別することができない商標（自他商品等識別力を有しない商標）。
 - ② 出願にかかる標章が視覚的でない場合。
 - ③ 商品の性質、数量、価格、原産地等の記述的商標のみからなる商標。
 - ④ 公序良俗を害するおそれのある商標。
 - ⑤ 他人の商号、氏名等と同一又は類似する商標。
 - ⑥ 他人の先願登録商標と同一又は類似する商標。
 - ⑦ ノルウェー国内で周知となっている商標に類似し、商品等の出所混同を生じるおそれのある商標。等です。
- (5) 実体審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合、出願は拒絶されます。

この拒絶理由通知に対して、出願人は通知日から指定期間内に補正書等を提出することができます。
- (6) なお、最終的な拒絶に対しては、出願人は指定期間内に抗告部に対し

て不服を申立てることができます。

(7) 登録要件を満たしていると判断された場合には、出願は登録され、公報に公告されます。

(8) 異議申立てについて：

商標登録が公告された日から2ヶ月以内に、何人も登録に対して異議申立てをすることができます。

- ① 異議申立てがあると、特許庁は商標権者にその旨を通知します。
- ② 商標権者は、異議申立てに対して答弁書を提出することができます。
- ③ その後、異議申立てについて決定（登録の維持、または異議申立ての却下）がされます。

6. 出願公開制度の有無

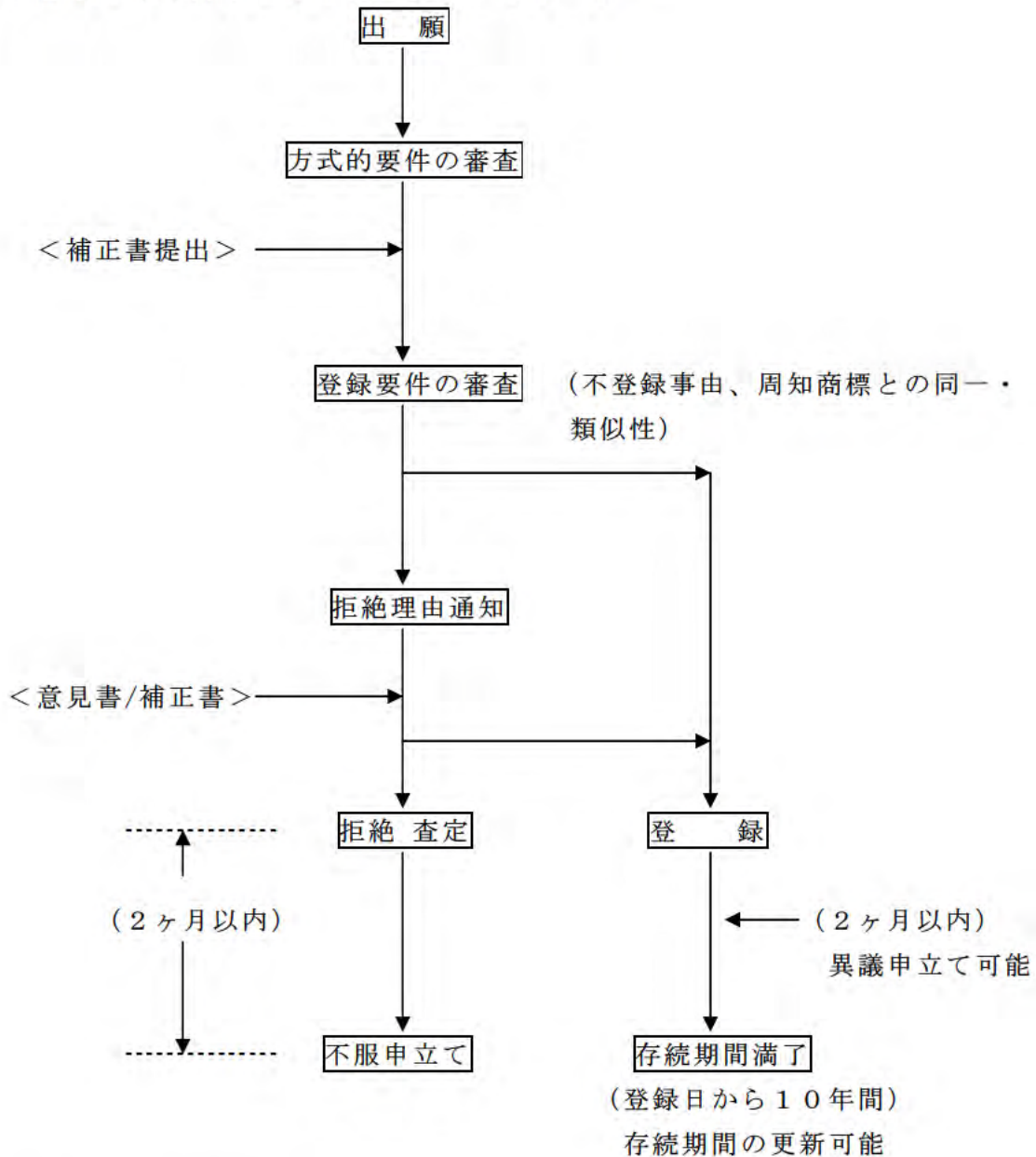
登録前の出願公開制度は採用されておりません。

但し、出願後出願書類は、公衆の縦覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。出願は全件審査されます。

8. 出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

(1) 商標権の存続期間は登録日から10年間です。

(2) 存続期間は10年ずつ更新することができます。

存続期間を更新は、存続期間の満了前1年以内に行なう必要があります。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時に商標を使用している必要はありません。

また、使用する意思も登録要件とはされていません。

登録後に継続して5年間指定商品等について登録商標を使用していない場

合には、不使用に付き正当な理由がある場合を除き、裁判所の決定により登録が無効とされる可能性があります。

1 1. 保護対象

商標として保護されるのは、識別性を有し視覚で認識できるような表現可能なものです。

特に、言葉（人名を含む）、図形、文字、数字、商品又はその包装の形態を含む三次元商標（商品の性質に由来する形状、技術的結果を得るために必要とされる形状のみの場合、または同一性確認以外の目的を意図する形態のみからなる標識の場合は、除く）です。

1 2. 留意事項

(1) 登録商標の使用：

上述しましたように、登録後継続して5年間登録商標の使用をしていない場合には、登録が無効とされる可能性があります。

(2) 団体商標

事業者を構成員とする団体は、構成員に使用させる商標について団体商標として登録を受けることができます。

(3) マドリッド協定議定書に基づく国際登録（マドプロ出願）

ノルウェーを指定するマドプロ出願は、通常のノルウェー出願と同様に不登録事由及びノルウェーにおける周知商標との同一類似性が審査されます。

ノルウェー居住者以外の出願人による暫定拒絶への応答は、ノルウェー国内の代理人を選任する必要があります。

(4) 譲渡、使用許諾

① 商標出願、商標権は事業の移転とは関係なく譲渡することが可能です。

② 商標権について使用許諾をすることができます。

但し、使用許諾を第三者に対抗するためには、特許庁に登録する必要があります。